

茨木市健康教育事業実施要綱

茨木市健康教育事業実施要綱（平成12年4月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項に基づく健康教育について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 健康教育の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住する者
- (2) 健康教育を受ける日において40歳から64歳までの者又はその家族
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 本市の実施する各種保健事業等を受診した者
 - イ 学校、職域等で健康教育を受けることができない者

（健康教育の内容）

第3 健康教育は、保健師、栄養士等がおおむね次に掲げる事項について、個別又は集団を対象に指導するものとする。

- (1) 疾病及びその予防に関すること。
- (2) 健康の保持増進に係る生活習慣に関すること。

第4 この要綱に定めるもののほか、健康教育について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。